

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課 (環境政策課 保健福祉課 子育て支援課 産業創出課)
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 産業情報センターの機能の変更による目的規定の整備 (廃止) (マルチメディア関連の) 情報の加工及び編集 平成 17 年 4 月 1 日 (追加) 新たな事業の創出を支援するための創業に必要な施設を提供 平成 17 年 10 月 1 日</p> <p>(2) 保健所の統合及び名称変更の規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新居浜保健所及び大洲保健所の廃止 ・ 中央保健所の名称変更 <p>(3) 指定管理者制度の導入に伴う規定整備 指定管理者制度を導入する公の施設として追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県体験型環境学習センター ・ えひめこどもの城 <p>2 愛媛県保健所設置条例の一部改正 保健所の統合及び名称変更の規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新居浜保健所及び大洲保健所並びに支所の廃止 ・ 中央保健所の名称変更 <p>3 愛媛県産業情報センター使用料条例の一部改正</p> <p>(廃止) マルチメディア関連室使用料 (追加) インキュベート・ルーム使用料 1平方メートル1月につき 1,830 円(テクノプラザ愛媛と同額)</p>	
施行日	平成 17 年 4 月 1 日施行 産業情報センターのインキュベート・ルームに係る規定(17 年 10 月 1 日) 指定管理者制度の導入に係る規定(18 年 4 月 1 日)
<p>【その他参考事項】</p>	